

令和元年10月

組合員様
ご利用者様 各位

みなみ魚沼農業協同組合

総合ポイント制度におけるポイント付与基準の一部変更のお知らせ

日頃より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、総合ポイント制度におけるポイント付与基準について、当局の指導により令和元年10月1日から下記の通り一部変更させていただきます。ご理解いただき今後も変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 自動車販売時における自賠責保険等非課税代金分のポイント付与について

令和元年10月1日から自賠責保険料等の非課税取引は付与対象外となり、ポイント付与対象は車両本体、付属品（部品）等となります。

2. 車検時における自賠責保険等非課税代金分のポイント付与について

令和元年10月1日から自賠責保険料等の非課税取引は付与対象外となり、ポイント付与対象は整備代金、付属品（部品）等となります。

以上

〈本件に関する問い合わせ先〉
総務企画部・経理課
[TEL:025-772-3111](tel:025-772-3111)